

基準の明確化

○ 危険運転致死傷罪の行為の明確化と追加項目

態 様

改正法(令和8年7月21日から)



飲酒運転

- ① 数値基準を満たす高濃度のアルコールを身体に保有する状態
・血液1ミリリットルにつき**1.0ミリグラム以上**
又は
・呼気1リットルにつき**0.5ミリグラム以上**
② その他**アルコールの影響により正常な運転が困難**な状態
※ ①の数値基準に満たない場合も対象
で自動車を走行させ、人を死傷させた場合



高速度運転

- ① 数値基準を満たす高速度
・**最高速度時速60キロメートル**を超える道路は
最高速度 + 時速60キロメートル超過
・**最高速度時速60キロメートル以下**の道路は
最高速度 + 時速50キロメートル超過
② 上記に準ずる速度であって、道路や交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度
※ ①の数値基準に満たない場合も対象
で自動車を運転し、人を死傷させた場合



殊更滑走等運転

- ・**殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせること(いわゆるドリフト走行等)**により、その進行を制御することが困難な状態
にさせて自動車を走行させ、人を死傷させた場合

○ 酒酔い運転の罪に関する道路交通法の一部改正

改正法(令和8年7月21日から)



酒酔い運転

- ・血液1ミリリットルにつき**1.0ミリグラム以上**
又は
・呼気1リットルにつき**0.5ミリグラム以上**
のアルコールを身体に保有する状態
と数値を明確化

※ 数値に達していない場合でも、「**アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態**」と認定されれば「**酒酔い運転**」となります。



基準が明確化されます。